

特命随意契約理由書

件 名	船舶中継ごみ荷均し業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	三崎町中継所に集められた不燃ごみをはしけに積む際に、安全な船舶輸送を行うためごみを均し、散乱防止用のシートをはしけ上面に掛ける。
選 定 理 由	船舶による廃棄物の請負契約に関する事務（以下、「船舶請負事務」という）は、東京二十三区清掃協議会が行っている。本業務は、船舶請負事務と密接に関連する付帯的事務である。 令和5年度の船舶請負事務は、下記業者が受託する。 これにより、契約の相手方が特定されるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 中島運輸株式会社 住 所 東京都江東区新砂3-11-22
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,526,300 ※単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

474

件 名	RPA 保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	将来の労働力人口減少や区政のデジタル化を見据え、職員の定型業務にかかる負担を軽減させるために導入した RPA の保守を行う。
選 定 理 由	導入年度：令和4年度 下記事業者は、RPA を導入した事業者である。情報処理システム等の維持管理で、現行のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明、故障修理などの対応が困難になるなど、業務の履行が達成できない。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 インテック株式会社 所在地 東京都江東区豊洲2-2-1 豊洲ベイサイドクロスター
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,170,840 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

290

件 名	W e b 口座振替受付サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	W e b 口座振替受付サービス委託業務を実施し、インターネット上で口座振替登録ができるようにする。
選 定 理 由	<p>本サービスでは、利用者が個人情報・口座情報等をインターネット上で登録するため、個人情報保護の観点から強固なセキュリティが必要である。ヤマトシステムが提供するW e b 口座振替受付サービス委託業務ではLGWANを用いたセキュリティ環境を付随することができ、データ還元等もLGWANを用いることが可能である。</p> <p>また、利用者の利便性を考慮すると、インターネット上で簡便に登録できることが重要であるが、納付書を用いずに、区ホームページ上で登録可能であるのはヤマトシステムが提供するW e b 口座振替受付サービス委託業務だけである。</p> <p>以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 ヤマトシステム開発株式会社</p> <p>住 所 東京都中央区晴海1-8-11 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーY棟33階</p>
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	1,389,300 円 (消費税を含む) ※ 税込単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
担 当 課	会計室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	セーフティネット保証認定申請・融資相談等窓口業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>社会状況としては新型コロナウイルス感染症の影響からやや脱却しつつあるように見えるが、中小零細企業の経営環境は依然として厳しい状況のままである。こうした状況に対応するため令和2年に開始された、中小企業信用保険法第2条に基づくセーフティネット保証認定が、現時点でも引き続き実施されている。</p> <p>さらに、ウクライナ情勢や円安による物価高騰など、中小企業者の経営を脅かす新たな要因が生じている中、区は新たに2つの特別資金を設け、区内中小企業者の資金繰りを支援することとしている。</p> <p>この認定業務及び商工融資あっせんの受付には、窓口での適切な相談対応が不可欠であるため、千代田区内の中小企業の実態を把握し、平素から経営相談を行っている中小企業診断士に業務を委託する。</p>
選 定 理 由	<p>商工観光課の窓口には、セーフティネット保証認定申請を行う中小企業者が未だ多く来訪している状況である。また、区内事業者の相談内容は、ITやマーケティング、コンサルティング等の専門的知識を持った者でなければ対応できないものも少なくない。こうした多種多様な経営相談に適切に対応するためには、専門的知識を有する中小企業診断士を引き続き配置して、認定申請・融資受付及び相談業務にあたる態勢を整える必要がある。</p> <p>下記事業者は、現在区が実施する中小企業者向け無料経営相談の相談員として中小企業診断士を派遣しており、また、過去にも区内中小ビル実態調査や、商店街振興組合の決算分析業務等の受託実績があることから千代田区の中小企業の実態に精通しており、かつ、一定数の中小企業診断士を速やかに調整、配置する業務に対応することができる区内唯一の団体である。</p> <p>以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称：一般社団法人 ちよだ中小企業経営支援協会 住 所：東京都千代田区神田錦町三丁目21番地 ちよだプラットフォームスクエア 1215</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 日

※ 契約金額	10,692,000 円（消費税を含む） ※ 単位 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日 まで
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

285

特命随意契約理由書

件 名	印刷室管理運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	印刷技能等を要する者を印刷室に配置し、区職員等からの依頼に基づき、各種印刷機器等を活用して印刷物を作成するとともに、当該印刷機器等を含む印刷室全般を適切に管理運営する。
選定理由	<p>1 プロポーザル年度 令和元年度 (令和元年7月17日付31千政総務発第165号 令和元年度開始)</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号</p> <p>3 繼続年数 3.5年</p> <p>4 評価 良好なため</p> <p>当該契約はプロポーザル実施に係る業者選定委員会において、要求水準として履行期間を最長5年間として付議し、承認を得ている。今般、継続4年目であり、評価は良好なため、令和5年度においても引き続き下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 リコージャパン株式会社</p> <p>住 所 東京都中央区築地五丁目6番10号</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	13,120,800円 (消費税を含む) <small>※総額算定契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

170

件 名	公金に係るコンビニエンスストア等収納代行業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	住民税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料のコンビニエンスストア収納、モバイルレジ収納、モバイルレジクレジット収納及び電子マネー収納における収納代行業務を行う。また、上記収納における区との収納情報の送受信について、LG WAN回線を利用できる環境を提供する。
選 定 理 由	コンビニエンスストア収納、モバイルレジ収納、モバイルレジクレジット収納、電子マネー収納の全てが一社にて導入できるのは下記事業者のみである。また、既に下記事業者の提供するシステムによる収納を前提として、収納方法の対象税目の拡充等を行っており、新たな業者を選定した場合、導入準備期間や新たな経費が生じ、令和5年度からの収納事務に支障が生じるため、下記事業者を引き続き契約の相手方とする。
契約の相手方	名 称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	9,640,730 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	会計室出納係
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

446

特命随意契約理由書

件 名	行政手続きナビゲーションの利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	行政手続きナビゲーションを利用する。
選 定 理 由	<p>① 導入時期 令和4年1月7日</p> <p>② 繼続年数 2年</p> <p>③ 評価 業務成績評価表より、良好</p> <p>本システムを利用するには下記事業者と利用契約をする必要がある。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社グラファー</p> <p>住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目5番8号</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,630,200 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
担 当 課	政策経営部 IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者食事支援サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区在住の満65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。
選 定 理 由	<p>本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配食数が少なくとも区内全域へ配送できること。 2 利用者が高齢者であることから、食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3 食事の提供を行い、利用者との信頼関係も構築できること。 4 配達時に、高齢者の状況確認等について配慮できること。 <p>これら、一つ一つの条件についてこれを満たすものは複数存在するが、隣接する区域すべてを満たすものが限定される。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 シルバーライフ</p> <p>住 所 東京都新宿区西新宿四丁目32番4号 ハイネスロフティ2階</p>
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	11,595,600円 (消費税を含む) <i>※単価 契約のため、契約金額は支出限度額</i>
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者食事支援サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区在住の満65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。
選 定 理 由	<p>本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配食数が少なくとも区内全域へ配送できること。 2 利用者が高齢者であることから、食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3 食事の提供を行い、利用者との信頼関係も構築できること。 4 配達時に、高齢者の状況確認等について配慮できること。 <p>これら、一つ一つの条件についてこれを満たすものは複数存在するが、隣接する区域すべてを満たすものが限定される。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 桜フーズ</p> <p>住 所 東京都文京区音羽一丁目25番10号 宮原ビル1F</p>
※ 契約年月日	令和5年4月 / 日
※ 契約金額	11,595,600円 (消費税を含む) <small>単価 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者食事支援サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区在住の満65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。
選定理由	<p>本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配食数が少なくとも区内全域へ配送できること。 2 利用者が高齢者であることから、食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3 食事の提供を行い、利用者との信頼関係も構築できること。 4 配達時に、高齢者の状況確認等について配慮できること。 <p>これら、一つ一つの条件についてこれを満たすものは複数存在するが、隣接する区域すべてを満たすものが限定される。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社シニアライフクリエイト</p> <p>住 所 東京都港区三田三丁目12番14号 ニッテン三田ビル6階</p>
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	11,595,600円（消費税を含む） ※単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者総合サポートセンター相談拠点業務（神田地域）	
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他	
工 事 場 所 (工事案件のみ)		
概 要	高齢者の生活や介護等の相談に対し、24時間365日ワンストップで対応すると共に、高齢者あんしんセンターと連携し介護・医療の連携支援や、各種サービスのコーディネートを行う。	
選 定 理 由	高齢者の相談拠点業務は、高齢者総合サポートセンターの開設時に、麹町、神田両地域の高齢者相談の拠点業務として開始した。 高齢者総合サポートセンター開設時から年1回「高齢者総合サポートセンター評価委員会」を開催しており、委員から高齢者の相談拠点業務について良好との評価を受けていることから、令和5年度も下記事業者を契約の相手方に指定する。	
契約の相手方	【神田地域】 名 称： 社会福祉法人 多摩同胞会 住 所： 東京都府中市武蔵台1丁目10番地の1	
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日	
※ 契約金額	74,996,000	円 <u>（消費税を含む）</u>
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日	
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課	
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

424

特命随意契約理由書

件 名	三崎町中継所及び飯田橋車庫総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	三崎町中継所及び飯田橋車庫の施設・設備の点検及び保守、運転、監視、清掃、環境測定等の各業務の総合維持管理を行う。
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 4 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 4 年度の業務成績は良好なため、概ね同条件、同金額で、引き続き翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社アイザワ総業 住 所 千代田区内神田 3-16-9
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,930,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	子どもの遊び場運用業務
種 類	工 事 ：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 ：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	子どもの遊び場事業において、安全管理、道具の貸出し、遊びやスポーツの指導を主な業務とするプレーリーダー等業務を委託する。
選 定 理 由	<p>子どもの遊び場事業を実施する際に、遊び場の管理運営や子どもの遊び相手等を行うプレーリーダーを配置している。プレーリーダーには、遊び場の安全管理のほか、近隣住民や公園利用者等との調整等の能力が必要である。また、子どもと一緒に遊ぶことや、スポーツをするため、子どもと気軽に密にコミュニケーションを取り、比較的子どもに近い年齢の者が業務を担うことが望まれる。</p> <p>下記の事業者は、区内大学において子どもと関わる活動を行うサークルのまとめ役として、上記要件を満たすプレーリーダーを擁しており、千代田区青少年委員会が主催する事業を例年受託するなど、区内での事業実績が豊富である。加えて、区内大学生を起用するなど昼間区民との協働はもとより、青少年健全育成の視点からも地道に前向きな取り組みを行っている。本件業務の各事項を個々に見れば業務を完遂できる事業者は存する。しかし、子どもの遊び場確保事業の実施目的を考慮すると子どもの健全育成には、各事項が同一事業者により完全に満たすだけの技量を持った事業者が求められる。このような技量のある事業者は、現時点において下記に示す事業者以外に存在しない。従って、下記の事業者を契約相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 一般社団法人 D&A Networks 代表理事 中田 弹 住 所 千代田区二番町3-2
※ 契約年月日	令和 5 年 千月 1 日
※ 契約金額	13,650,000 円 (消費税を含む) * 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	千代田区教育委員会 子ども部 子育て推進課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

317

件 名	自動二輪車駐車場管理業務(第308号)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	主な業務内容は、区立神田花岡町自動二輪車駐車場において、①駐車場24時間監視業務(集中精算機等により駐車場管理システムを遠隔管理にて監視・確認)②料金収納業務③駐車場管理システム及び機器等の保守点検業務④利用者トラブル・支援対応業務である。
選定理由	1. 本駐車場における駐車場管理システムについては、開設時に下記業者の管理システムを導入し、整備を行なったものである。 2. 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備、システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。さらに、料金収納業務及び利用者トラブル・支援業務など人的対応を含めた総合的な管理運営業務を行うことで経費を節減できる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：日信電子サービス株式会社 住所：東京都墨田区押上1-1-2 東京スカイツリーイーストタワー15F
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	2,319,240 円(消費税を含む)
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担当課	千代田区 環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

442

件 名	千代田会館 10 階研修室清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他（ ）
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	研修室として活用している千代田会館 10 階千代田区専有部の執務環境維持のため、清掃業務を実施する。
選定理由	千代田会館は、(株)千代田会館ビルディング(以下「会館」という。)との共同建築ビルであり、その全般的な管理は建物管理規約に基づき、会館が統合して行っており、管理協定により会館が清掃業者を指定している。複合施設の共有部分の清掃業務(第三者発注)等の受託者に専用部分の業務を委託するものである。 以上のことから、会館が指定する下記業者を契約の相手方として指名する。
契約の相手方	名 称 東京コニックス株式会社 住 所 千代田区九段南一丁目 6 番 17 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,250,380 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

470

件 名	千代田区重症心身障害児等在宅レスパイト事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	在宅で生活をする 18 歳未満の重症心身障害や医療的ケアを必要とする児童等、障害を持つ児童の居宅に看護師又は准看護師等を派遣し、介護者である家族等が行っている医療的ケア及び療養上の世話・見守りを行うことで、家族等の介護負担の軽減を図ることで児童と家族等の福祉の向上に資する。
選 定 理 由	本事業の対象には、重度・重症心身障害や医療的ケアを必要とする重い障害を持つ児童が含まれるため、個々の児童の状況・状態にあわせた丁寧かつ正確な看護・医療的ケアを必要とする。児童の在宅生活における安全と健康の保持を図るとともに、児童の日常的な介護を行う家族等が安心して当事業のサービスを受けるため、これまで利用してきた訪問看護サービス等の事業者及び看護師等による介護・見守りが必要となる。 下記事業者は、利用申請者が日頃から利用し信頼関係が築かれている訪問看護サービス等の事業者であるため、本件の契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 Medi Blanca 住 所 〒101-0051 千代田区神田神保町 2-32-2-706
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,040,000 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区出産・子育て支援育児ギフトの購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、切れ目のない支援体制を構築することを目的として看護職が妊娠婦への面接を実施したときに育児パッケージとしてこども商品券を配付する。
選定理由	育児パッケージの配付時期は個人によって妊娠初期から産後までと異なることから、利用者が品物等を幅広く選択できる利便性を考慮して、妊娠期から子育て期向けの商品券とした。 下記事業者が発行するこども商品券は、有名百貨店、玩具専門チェーン店、ベビー・子供服ショップなどの全国の加盟店で、加盟しているタクシー会社であればタクシー券としても使用することができる。市販されている商品券で唯一、妊娠期から子育て期向けの品物・サービスとの交換に用途を限定しており、本事業の対象として最適である。 調達にあたっては、発行元である下記業者から直接購入することにより、取扱店よりも安価に購入することが可能となる。 以上の理由により、下記業者を指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社トイカード 住 所：東京都台東区駒形2-4-11 ヨシクニ駒形ビル8F
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,860,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	<small>※ 増額</small> 契約のため、契約金額は支出限度額 令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部 健康推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区防災行政無線戸別受信機・防災ラジオ配信システム運用保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	災害時等における地域情報伝達手段として、小中学校等の区施設・町長宅等に配備している戸別受信機や避難行動要支援者名簿登録の世帯等に配付している防災ラジオ、区役所本庁舎に設置している地域情報配信設備、無線呼出諸設備の維持管理保守を行う。
選 定 理 由	平成27年度に、下記事業者が開発製造した防災行政無線戸別受信機を導入し、当該機器の送受信システム等についても同様に下記事業者が開発製造したものである。 ハード、ソフトの総合的な運用管理、衛星回線の保守等が前提となり、機器、設備等の処理システムの維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む。）で、既設の機器、設備、処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、当該システムの納入業者である下記業者を契約の相手方として指定する
契約の相手方	名 称 東京テレメッセージ株式会社 住 所 港区西新橋2-35-2 ハビウル西新橋
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,090,480 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区立図書館システム運用・保守業務	
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他	
工事場所 (工事案件のみ)		
概 要	千代田区立図書館システムについて、正常な稼働を維持するための運用に係る業務、ハードウェア並びにソフトウェアの障害復旧やセキュリティ対応等保守に係る業務。	
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 平成 28 年度（平成 29 年度 構築業務実施） （平成 29 年 3 月 1 日付、28 千地文振発第 462 号）</p> <p>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 4 号</p> <p>3. 繼続年数 6 年</p> <p>4. 評価 良好なため</p> <p>5. 更新 令和 3 年 11 月 17 日付 3 千指業委第 10 号「指名業者選定委員会」承認</p> <p>該当システムは平成 29 年度にシステム構築を行い、30 年 3 月から運用を開始、令和 4 年度に更改した情報処理システムである。既設の機器、設備等と密接不可分の関係にあり、既存システム構築事業者と同一の者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。以上の理由により、継続して下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>	
契約の相手方	<p>名 称 トーテックアメニティ株式会社 東京事業所</p> <p>住 所 東京都新宿区西新宿二丁目 1 番 1 号</p>	
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日	
※ 契約金額	18,672,720 円（消費税を含む）	
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日	
担 当 課	地域振興部 文化振興課	
根 抱 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

314

件 名	千代田保健所機械警備業務	
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他	
工事場所 (工事案件のみ)		
概 要	千代田保健所における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。	
選定理由	千代田保健所は、平成 22 年度から、下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和 4 年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。	
契約の相手方	名 称 国際セーフティ株式会社 東京本社 住 所 千代田区内神田 3-6-2 アーバンネット神田ビル 5 階	
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日	
※ 契約金額	594,000 円 (消費税を含む)	
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日	
担 当 課	保健福祉部地域保健課	
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	特別区税電話催告業務及び滞納整理等補助業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	特別区税収納の確保を図るとともに、納税者の便益向上を図ることを目的に、電話やSMSによる納付勧奨や特別区税滞納整理事務等のうち定型的な業務処理について委託する。
選 定 理 由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） (令和3年12月28日付 3千地税務発第613号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 繼続年数 1年 4. 評価 良好な成績のため 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記事業者を契約相手方に指定する。
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 アイティフォー</p> <p>住 所 千代田区一番町21番地 一番町東急ビル</p>
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	13,935,900 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 稅務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

450

件 名	文書管理システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁 LANに接続する全端末から文書管理システムが正常に利用できるように運用保守を行う。
選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 平成 18 年度（平成 19 年度開始） (平成 18 年 7 月 7 日付、18 千政業発第 58 号) 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号 3. 繼続 16 年 4. 評価 良好のため 5. 再延長 令和 4 年 12 月 15 日「指名業者選定委員会」承認 6. 更新 3 回目、通算 17 年目であり、評価も良好なため継続により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 NTTデータ・アイ</p> <p>住 所 新宿区揚場町 1-18</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,643,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部 I T 推進課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	例規検索システム等運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が保有する例規及び要綱並びに法令データを編集してデータベース化し、Web上で閲覧・検索ができるシステムの運営を行う。
選 定 理 由	<p>1 プロポーザル年度 平成30年度 (平成30年10月29日付、30千政総務第254号 平成31年度開始)</p> <p>2 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号</p> <p>3 繼続年数 4年目</p> <p>4 評価 良好なため 継続5年目であり、評価は良好なため、引き続き令和5年度においても、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名称：第一法規株式会社 住所：東京都港区南青山二丁目11番17号
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	3,522,640 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

406

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（5月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	(1) 資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 (2) 清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和5年4月10日
※契約金額	2,135,350 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和5年5月1日から令和5年5月31日まで
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	ふれあい会館清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	ふれあい会館の清掃業務の委託
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針（平成 19 年 12 月改訂）に基づき、令和 4 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 4 年度の業務成績は良好なため、概ね同条件、同金額で、引き続き翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ヒット 千代田支店 住 所 東京都千代田区内神田 2-5-2 信交会ビル 2 階 A 号室
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,155,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	千代田区役所 和泉橋出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	蛍光管・乾電池の処理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が回収した乾電池・蛍光管を資源化処理する。
選 定 理 由	下記業者は、厚生省より昭和61年2月6日付、環衛22号「使用済乾電池の広域回収・処理計画」により指定された唯一の広域回収・処理センター（その後、蛍光管についても追加されている）である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	所在地：中央区日本橋堀留町2丁目1番3号 名 称：野村興産株式会社
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,049,400 <u>※単価 契約のため、契約金額は支出限度額</u> 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	四番町図書館資料の保管業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	(仮称) 四番町公共施設整備により新四番町図書館が整備されるまでの期間、四番町図書館所蔵資料の保管を民間業者に委託する。
選 定 理 由	<p>下記業者は令和元年度の契約案件において、見積競争により保管業務を含む移転業務の委託業者として選定され、令和4年度まで引き続き資料の保管業務を担った事業者である。</p> <p>また、令和元年度から4年度までの資料の保管状況は良好であり、下記業者以外に業務を委託した場合、保管施設の変更に伴う経費が新たに必要になることから、引き続き下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 日本通運株式会社</p> <p>住 所 東京都千代田区神田和泉町2番地</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,171,496 円 (消費税を含む) * 單価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 文化振興課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	新型コロナワイルスワクチン移送等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく新型コロナワイルスワクチン接種事業の実施にあたり、ワクチン等の必要物品を適切な方法により円滑に移送する。
選定理由	<p>本事業は国から供給されたワクチンや針シリンジなどの付属品を管理し、区の接種計画に基づき集団接種会場や協力医療機関へ移送を行うものである。</p> <p>ワクチンの管理や移送については、冷凍保存のための専用電源の確保を行った上で、区が指定した数量ごとにワクチン等を小分けし、決められた温度帯に調温した状態で迅速に移送することが必要となる。</p> <p>移送のための作業員や車両の確保、ワクチン等の小分け、24時間の専用電源の設置と管理といった履行体制を確保することができる事業者は下記事業者に限られる。</p> <p>以上の理由により下記の事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社ロジクエスト 住 所 東京都千代田区大手町2丁目2番1号新大手町ビル4階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	24,831,356 円（消費税を含む） <small>※単価 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	健康推進課（新型コロナワイルス予防接種担当）
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	生ごみリサイクル処理業務（保育園・こども園・幼稚園・学校）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	保育園、こども園、幼稚園および学校の給食で発生する生ごみを飼料としてリサイクルする。
選 定 理 由	<p>1. 「食品循環資源の再利用等の促進に関する基本方針」（令和元年 7月 12 日付 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）の中で、再利用の順位を①飼料化、②肥料化、③菌床、④メタン化等による再利用としている。</p> <p>2. 下記事業者は、23 区内で生ごみを飼料として安定的に再生利用することができる唯一の事業者であり、登録再生利用事業者証の交付を受けている。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社アルフォ</p> <p>住 所 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 9 階</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	5,453,405 <u>※単価 契約のため、契約金額は支出限度額</u> 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部学務課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	生活困窮者自立支援制度に基づく自立支援総合相談業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく「生活困窮者自立相談支援業務」「生活困窮者家計改善支援業務」及び「生活困窮者就労準備支援業務」を一体的に実施し、包括的かつ継続的な支援を行うことにより、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を困窮状態から早期に脱却させ、一層の自立の促進を図ることを目的とする。
選 定 理 由	<p>1. プロポーザル年度 令和元年度（令和 2 年度開始） (令和 2 年 2 月 17 日付 31 千保生支発第 817 号)</p> <p>2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 6 号</p> <p>3. 繼続年数 3 年</p> <p>4. 評価 良好な業務成績のため</p> <p>特命随意契約の延長(令和 4 年 10 月 20 日付 4 千指業委第 11 号)が認められ、かつ業務成績は良好なため、引き続き令和 5 年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	法人名：中高年事業団やまと企業組合港支店 住 所：港区芝三丁目 6 番 12 号 KS 芝公園ビル I 3 階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	31,416,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	保健福祉部生活支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	占用総合管理システムの保守管理業務	
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他	
工 事 場 所 (工事案件のみ)		
概 要	占用総合管理システムを正常に運用するため、システム保守管理業務を委託する。	
選 定 理 由	<p>占用総合管理システムは、平成 26 年度に下記業者が開発した情報処理システムである。システムを安定的に稼働していく上で既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、障害発生時の原因究明、故障修理など対処が困難となるなど、業務履行に著しく支障をきたす恐れがある。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>	
契約の相手方	名 称 株式会社ヤチホ 住 所 新宿区市谷本村町 3 番 22 号	
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日	
※ 契約金額	1,222,320 円（消費税を含む）	
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで	
担 当 課	環境まちづくり部環境まちづくり総務課	
根 抱 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。